

住民税均等割のみ課税世帯への給付金事業を実施します

【富良野市物価高騰重点支援事業】

〔対象世帯 1 世帯あたり 10 万円を支給します〕

申請受付期限 令和 6 年 5 月 31 日（金）（消印有効）

この給付金事業は、国による「重点支援地方交付金」を活用した支援です。

【対象となる世帯】

基準日（令和 5 年 12 月 1 日）において富良野市に住民登録があり、かつ令和 5 年度の「住民税均等割のみ課税世帯」である世帯。

※「住民税均等割のみ課税世帯」とは、「住民税均等割のみ課税者で構成される世帯」または「住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯」です。

ただし、租税条約による免除の適用届け出により住民税非課税となっている方がいる世帯や、住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいる世帯は対象外となります。

また、修正申告等により、令和 5 年度の住民税が課税となった場合、本給付金は対象外となるため、給付金を返還する必要があります。

【手続き方法】※下記のいずれかになります。

◆確認書の提出

富良野市にて課税情報を把握し、対象世帯であることを確認できる場合、世帯主の方に「確認書」を送付します。確認・記入のうえ、同封の返信用封筒にて返送してください。

※「確認書」に記載している口座情報は、特定公的給付である「令和 5 年度北海道低所得世帯臨時特別給付金（12,000 円）」の受給者について、法令に基づき北海道より提供を受けたものです。

◆申請書の提出

富良野市にて課税情報を把握できない方（令和 5 年 1 月 1 日現在、富良野市に住民登録がない方、または他市町村に課税権がある方）がいる世帯は、世帯主の方からの申請書の提出が必要です。

★「申請書」は富良野市ホームページよりダウンロードするか、下記連絡先にご連絡いただければ郵送します。

【提出先およびお問い合わせ先】

〒076-8555 富良野市弥生町 1 番 1 号 富良野市複合庁舎 2 階⑤番窓口

富良野市 保健福祉部 高齢者福祉課 **電話：39-2255**

（受付時間：8 時 45 分～17 時 00 分 ただし閉庁日を除く）

※土日・祝祭日は閉庁日のため受付できません。返信用封筒での返送をお願いいたします。